

令和3年9月3日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

(株) 大島産業 福岡県宗像市富地原1791-1
令和3年9月3日～令和3年10月16日（1ヶ月2週）

地域3（関東支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

当該有資格者は、中日本高速道路株式会社発注の中央自動車道天神橋他6橋耐震補強工事及び西日本高速道路株式会社発注の九州自動車道久留米高速道路事務所管内南部地区橋梁耐震補強工事において、異なる下請契約を記載した虚偽の施工体系図等を作成した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年8月31日に福岡県知事より10日間の営業停止処分を受けたものである。

また、これらのことを受け、九州地方整備局が令和3年9月1日付けで当該有資格者に対する指名停止措置を行っている。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上